

西濃用水第二期農業水利事業所交渉
(全農林労働組合東海地方本部岐阜分会)

議 事 要 旨

1. 開催日時 : 平成22年 6 月 22 日 (火) 17:59~18:05
2. 場 所 : 西濃用水第二期農業水利事業所二階会議室
3. 出席者 : 西濃用水第二期農業水利事業所
 出口 雅一 西濃用水第二期農業水利事業所長
 高田 得幸 " 庶務課長

全農林労働組合東海地方本部岐阜分会

山田 正人 岐阜分会副委員長
小椋 達也 岐阜分会執行委員

4. 議 題 : 1. 超過勤務を縮減すること
 2. 超過勤務手当を全額支給すること
(全農林労働組合東海地方本部岐阜分会提出 別添「要求書」)

5. 議事概要

○山田副委員長

要求書を提出させていただく。(要求書を読み上げて提出。)

○小椋執行委員

要求書の内容について、西濃用水班から説明させていただく。

超過勤務については、担当によって超過勤務の時期や発生時間に差がある。庶務課においては主に決算期である。また、工事課においては、工事や業務の発注準備から完成や納品に至るまで長期的なスパンで計画どおり実施していく中で、当然、他機関との打合せや各種審査によって追加業務や修正作業等が出てくることになり、超勤が発生しやすい職種であると考えます。

発注においても、経済性のみでなく品質の確保についても考慮する発注形態に進んでいる状況であり、今まで以上に超勤が発生する要因が生じているところである。

このような状況下において超過勤務を縮減していくことは、なかなか難しいとは思いますが何とか対策をお願いしたい。

次に超過勤務手当を全額支給することに関してであるが、当方としても、超勤

をしないことにこしたことはないが、やはり業務を計画どおりに進めて行くには、どうしても超過勤務は必要な状況であると考えてる。

それに係る超過勤務手当は、給与制度上、支給を受ける権利があるので、なんとか業務に見合う予算を確保して頂きたい

以上、岐阜分会西濃用水班からの要求書の説明とさせて頂く。

○出口所長

それでは回答させて頂く。

東海農政局では、平成21年10月2日の超過勤務縮減検討委員会において、「超過勤務縮減に向けての取組について」を決定し、超過勤務縮減の徹底を図ることとされたところである。

今年度においても、平成22年4月26日の「部課長会議申し合わせ」において、この取組を着実に実施することとされた。

当事業所としても、超過勤務縮減を着実に実施するため、常に業務内容を把握し、不要・不急な超過勤務は命令しないなどの取組を実施し、気兼ねなく退庁しやすい環境作りに取り組んでいるところであり、今後とも、職員と話し合いながら超過勤務縮減に取り組んでまいりたい。

二つ目の要求であるが、国家公務員の超過勤務は、公務のため臨時または緊急の必要がある場合において、正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命ぜられたとき、この命令に従って行われるものであり、超過勤務命令に従い勤務した時間に対しては、超過勤務手当を支給しているところである。

○小椋執行委員

回答ありがとうございました。

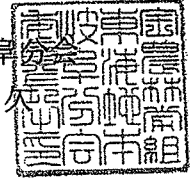
私どもも、この問題については、努力して取り組んで行かなければいけないと考えているので、ぜひお願いしたい。

(終了)

2010年6月22日

東海農政局
西濃用水第二期農業水利事業所
所長 出口 雅一 殿

全農林労働組合東海地方本部岐阜
委員長 井上 利久



要 求 書

組合員の労働条件の維持改善に向けて、職場における諸課題を下記のとおり取りまとめましたので、早期に解決していただきたく要求します。

記

1. 超過勤務を縮減すること。
2. 超過勤務手当を全額支給すること。